

令和6年7月 菰崎市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年7月25日(木) 13:30～15:00

2. 開催場所 菰崎市役所 4階 大会議室

3. 出席委員(19名)

農業委員

1 番 柳本 進
2 番 仲田 孟
3 番 伊藤 光
4 番 横森 昌広
5 番 横森 武千代
6 番 志村 保則
7 番 伴野 正明
8 番 比志 秀樹
9 番 樽林 信昭
10 番 山本 弘行
11 番 深澤 博文
12 番 鶴田 好仁
13 番 駒井 恵二
14 番 山本 昌巳
15 番 秋山 武仁
16 番 矢崎 芳章
17 番 飯野 直人
18 番 浅川 節子
19 番 堀川 喜美雄

農地利用最適化推進委員

20 番 雨宮 一夫
21 番 曾雌 源興
22 番 猪股 昇
23 番 猪股 和宏
24 番 金丸 光太郎(欠席)
25 番 今福 重幸
26 番 小泉 尚志
27 番 内藤 幹雄
28 番 小澤 仁(欠席)
29 番 功刀 良人
30 番 中込 秀樹
31 番 小野 賢治(欠席)
32 番 井上 清
33 番 志村 圭一

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸報告

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による申請の承認について

議案第2号 農地法第5条の規定による申請の承認について

議案第3号 非農地証明における申請の承認について

議案第4号 経営基盤強化促進法第18条の規定による
農地中間管理権の取得の承認について

報告第1号 農地法第3条第3項の規定による届出について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長: 清水 秀樹

書記: 小屋 了・志村 奈美

6. 会議の概要

<事務局長>

ただ今から令和6年7月農業委員会定例会を開会いたします。次第に沿って進めさせていただきます。「2：会長挨拶」 柳本会長、お願いいたします。

<会 長>

(会長あいさつ)

<事務局長>

ありがとうございました。続きまして、「3：議事」

韮崎市農業委員会会議規則第5条により、本日の議案審議については、会長が議長をつとめます。それでは、議事の進行をお願いいたします。

<議 長>

本日、出席委員は農業委員19名中19名で、定足数に達しておりますので、会議を開催いたします。

「日程第1 議事録署名委員の指名について」ですが、会議規則第16条第3項の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、12番 鶴田 好仁 委員、13番 駒井 恵二 委員 をお願いいたします。

また、会議書記には、事務局職員 小屋氏 と 志村氏 を指名いたします。

続きまして、「日程第2 諸報告」事務局より報告をお願いいたします。

<事務局>

それでは会務について報告をさせていただきます。

7月8日、山梨県農業会議常設審議委員会に柳本会長が出席いたしました。

<議 長>

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

<議 長>

以上で日程第2を終わります。

続きまして、「日程第3」議案第1号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが8件 4,581㎡であります。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費野菜栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）植木の苗木育成のための所有権移転の申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費野菜栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費野菜栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号7番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費野菜栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号8番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費野菜栽培のための所有権移転の申請であります。

<事務局>

各案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

<議長>

これより、質疑に入ります。

<委員A>

農地法3条については、かなり権利を制限する法律だと思っています。その法律に基づく許可を市の農業委員会が出す、というスタンスからすると、農業をしっかりする人でないと許可を出すべきではないと思っています。先月、以前申請のあった方の所有する農地を確認して欲しいと事務局から話があり現地へ行きましたが、昨年7月に購入した農地が草だらけでした。このような場合、申請時の営農計画ではどのような計画だったのか、その時の営農計画に基づき農業委員会としては許可を出した、ということで指導ができると思いますので、申請時にきちんと事務局で確認をして欲しいと思います。

<事務局>

以前より営農計画が重要であるというご指摘をいただいておりますので、引き続き書類の確認や聞き取り等で指導してまいります。下限面積要件の撤廃に伴い、農業未経験の方も農地を取得されるケースが増えてきておりますので、各委員さんにおかれましては、農地パトロール等でチェックをしていただき、営農が開始していないようでしたら事務局へご連絡いただくか、ご指導いただけますようお願いいたします。

<委員B>

申請番号3番につきまして、家の近所なので知っているのですが、かなり昔から耕作ができるよ

うな状態の場所ではなく、小屋も建っていたと思います。もう一度現場を確認いただきたいと思います。

<事務局>

農業用倉庫が建っている場所になります。譲受人が農機具を入れるということで申請がありました。

<委員A>

農業用倉庫の面積によっては農地法の許可が必要になると思います。先ほどの委員さんのお話で恒久的に小屋が建っているということであれば、3条ではなく5条での申請も検討していただいた方がよいと思います。

<事務局>

現地を確認し、来月以降また指導いたします。

<委員C>

申請番号8番について、譲受人が市外の方ですが、所有している機械は運搬してくるということですか。

<事務局>

譲受人の実家が申請地の隣にあり、仕事の関係で住所が市外となっていますが、毎週こちらに戻られているということです。機械は実家に保管していると伺っています。

(質問・意見なし)

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号、申請番号1番から8番について、3番を除き原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第1号については一部を除き原案のとおり承認といたします。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

今月の農地法第5条の規定による許可申請は、所有権の移転に関するものが4件、21,560.09㎡となっております。

申請番号1番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は穂坂町三ツ澤中坊来石他、工業団地造成のための申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は旭町上條北割夏目原、個人住宅建築のための申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は旭町上條南割大御勅使、個人住宅建築のための申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は龍岡町下條南割北原、個人住宅建築のための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番：横森（武）委員

申請番号2番：中込委員

申請番号3番：山本（昌）委員

申請番号4番：堀川委員

（各委員より現地調査に基づく説明）

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、申請番号1番から4番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

<議 長>

賛成多数ですので、議案第2号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

続きまして、議案第3号「非農地証明における申請の承認について」を、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の6ページをご覧ください。

申請番号1番（土地の所在・申請人についての説明）申請地は円野町下円井山際、墓地による非農地証明のための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番：山本（弘）委員

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

<委員A>

非農地判断ということで、農地でないということを農業委員会が認めるということですが、農地法4条5条の申請は必要ないということですよ。そうすると、ここは農地ではない、という声が多く上がってくると、4条5条の権限が無くなってくる恐れがあります。ですので、今回のように農地法ができる前の案件である、ということをきちんと押さえておく必要があると思います。ただ、「墓誌」で判断するということは膨ったタイミングもあるので非常に心配です。もし農地法施行後の案件で許可を出した場合、「あそこが許可になるならうちも」という声が出てくる可能性があると思います。ですので、いつそれができたか、ということをきちんと確認して書類として残しておくべきだと思います。もし農地法施行後の案件であれば、追認という形で始末書をつけて申請してもらい、4条5条の基準に照らし合わせて許可もしくは県へ進達する、ということをきっちりしていただきたいと思います。

(質問、意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号、申請番号1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第3号について、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第4号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」を議題といたしますが、本日の案件の中に、農業委員会の委員に関する事項の案件があります。農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とされております。

申請番号3番について山本弘行委員に関する案件がありますので、議案第4号が終了するまで、退席をお願いいたします。

<事務局>

議案集の7ページをご覧ください。今月の農地中間管理権の取得の承認については6件、15,346㎡となっております。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：ぶどう、期間：10年4ヶ月、新規設定です。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稻、期間：10年4ヶ月、新規設定です。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稻、期間：10年4ヶ月、新規設定です。

申請番号4番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：野菜、期間：10年4ヶ月、新規設定です。

申請番号5番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稻、期間：10年4ヶ月、新規設定です。

申請番号6番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：野菜、期間：5年4ヶ月、新規設定です。

<議 長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号、申請番号1番から6番について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

<議 長>

賛成多数ですので、議案第4号について原案のとおり承認いたします。

（山本（弘）委員 着席）

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

今月の報告案件、第1号についてご説明いたします。相続等による所有権移転が3件、3,282 m²です。議案集の10ページをご覧ください。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は神山町武田西街道他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は龍岡町下條東割長塚道下他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は龍岡町下條東割長塚道下、相続による所有権移転の申請であります。

<議 長>

報告案件について、事務局の説明が終わりました。報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。進行を事務局に返します。

<事務局>

（「4 その他」について、事務局より説明）

<事務局長>

浅川職務代理より閉会のあいさつをお願いいたします。

<職務代理>

(閉会あいさつ)

<事務局長>

以上をもちまして、令和6年7月農業委員会定例会を閉会いたします。

【議事に参与した者の職、氏名】

○書記：小屋 了

○書記：志村 奈美